

一般廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県狭山市大字下広瀬782番地2
奥富興産株式会社
代表取締役 奥 富 猛 様

狭山市長 小谷野 剛



狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	許可第 15 号		
営業所の所在地及び名称	埼玉県狭山市大字下広瀬782番地2 奥富興産株式会社		
取り扱う一般廃棄物の種類	ご み	事 業 ご み	○
		家庭一時多量ごみ	—
		特定家庭用機器廃棄物	—
	し 尿		—
	浄化槽汚泥		—
収集又は運搬の区別	収集・運搬（積替え保管を除く）		
営 業 の 区 域	狭山市内全域		
許 可 の 有 効 期 間	令和4年4月1日から令和6年3月31日		
<u>許 可 の 条 件</u>			
1 狭山市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及びその他関係法令を遵守すること。			
2 事業の用に供する許可車は、裏面のとおりとする。			
3 市の中間処理施設に搬入する場合は、市の指示に従うこと。			
4 収集運搬業の業務実績について、前月分を毎月10日までに提出すること。			

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狭山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、狭山市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において狭山市を代表するものは狭山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 許可車

事業の用に供する許可車は、次に掲げる 6 台とする。ただし、許可車に変更が生じた時は、狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第 14 条の規定による変更届出後の許可車とする。

No.	車体の形状	車両番号	最大積載量
1	脱着装置付コンテナ専用車	所沢 100 さ 4721	3,800kg
2	ダンプ	所沢 400 せ 7577	2,000kg
3	塵芥車	所沢 800 せ 3865	2,000kg
4	塵芥車	所沢 800 す 6978	2,350kg
5	脱着装置付コンテナ専用車	所沢 100 す 5559	3,850kg
6	塵芥車	所沢 800 せ 3282	2,350kg
7	以下余白		
8			
9			
10			
11			

2. 許可の変更の状況

届出年月日	件名	変更内容	印
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			